

鳥栖市ふるさと納税（ふるさと「とす」応援寄附金）

謝礼品提供事業者及び謝礼品募集要項

制定 令和6年 5月20日

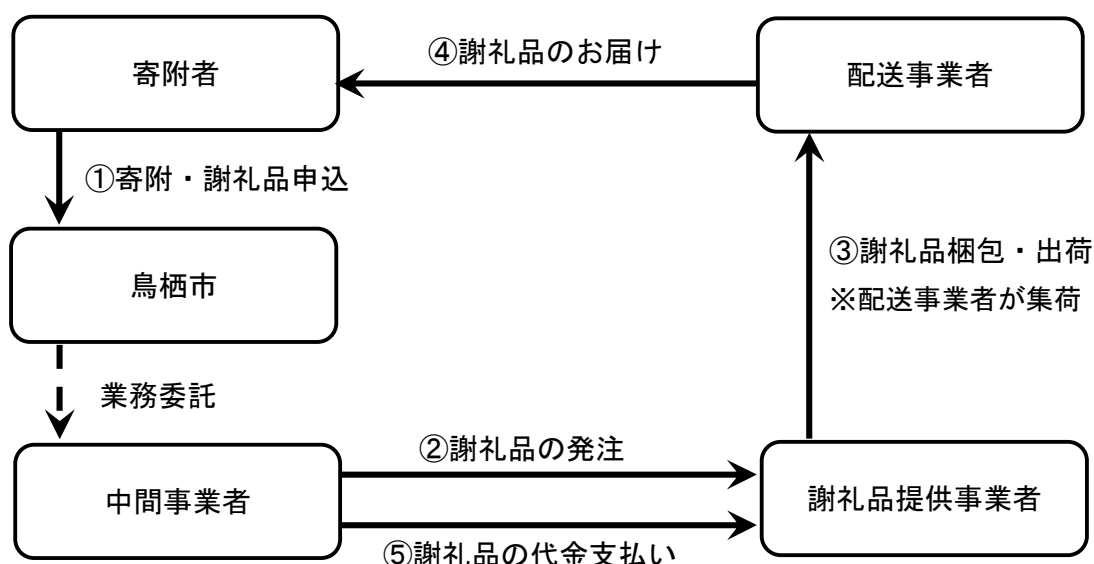
改正 令和7年 4月 1日

改正 令和7年10月15日

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、鳥栖市への寄附促進や地域の特産品等を通じた鳥栖市の魅力発信により、本市に愛着、関心がある関係人口の増加や地域産業の活性化に寄与するため、ふるさと「とす」応援寄附金に対するお礼として寄附者へ贈呈する物品・サービス（以下「謝礼品」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「謝礼品提供事業者」という。）を募集する。

【ふるさと納税（寄附金）制度の基本的なイメージ】



2 謝礼品提供事業者の要件

謝礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、鳥栖市が謝礼品提供事業者として適当でないと認める場合がある。なお、鳥栖市がふるさと「とす」応援寄附金事業業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）及び鳥栖市が契約しているポータルサイトの運営事業者については、要件に関わらず謝礼品提供事業者として認める。

(1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが鳥栖市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 鳥栖市の産業振興に寄与すると鳥栖市が判断した場合
- ② 鳥栖市の魅力発信に寄与すると鳥栖市が判断した場合
- ③ 鳥栖市の地場産品等のPRに寄与すると鳥栖市が判断した場合

- ④ その他、本項に準ずる事業者として鳥栖市が認めた場合
- (2) 鳥栖市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国及び地方公共団体等の入札参加資格が停止されていないこと。
- (7) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守した生産、製造、加工、仕入れ、販売又はサービス等の提供を行い、適切な在庫管理及び円滑な配送が行えること。また、過去2年以内に、食品表示法（平成25年法律第70号）第6条の規定による指示等を受けていないこと。
- (8) 中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (9) 他者が生産、製造、加工、仕入れ、販売又は提供を行う物品・サービスを仕入れて謝礼品として取り扱う場合は、当該謝礼品の生産者、製造者、販売者等取引関係者においても、(1)～(8)の要件に適合するものとする。

3 謝礼品の要件

- (1) 謝礼品のうち物品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 総務大臣が定める地場産品基準を満たすものであること。
 - ② 鳥栖市の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄附増進に資するものであること。
 - ③ 品質及び数量において、安定供給が可能で品質管理体制が整っていること。ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものについてはこの限りではない。
 - ④ 業として生産している、又はされたものであって、個人の趣味又は特技により私的に作成した物品ではないこと。
 - ⑤ 鳥栖市のふるさと納税の謝礼品として取り扱うこと、及び7の(5)、(6)に定める関係書類の保存や実地調査等への協力が必要となることについて、生産者、製造者、販売者等取引関係者の了解が得られているものであること。なお、必要に応じて取引関係者との了解について書面の提出を求めることがある。
- (2) 謝礼品のうちサービスは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 総務大臣が定める地場産品基準を満たすものであること。
 - ② 鳥栖市の魅力やイメージの向上、鳥栖市への来訪機会創出、寄附増進に資するものであること。
 - ③ 業として提供しているサービスであって、個人の趣味又は特技により私的に提供す

るものではないこと。

- ④ 鳥栖市のふるさと納税の謝礼品として取り扱うこと、及び7の(5)、(6)に定める関係書類の保存や実地調査等への協力が必要となることについて、提供者等取引関係者の了解が得られているものであること。なお、必要に応じて取引関係者との了解について書面の提出を求めることがある。

4 謝礼品の提供価格・配送料

謝礼品の提供価格は、物品・サービスの代金、消費税及び地方消費税相当額並びに梱包代等謝礼品として提供するに当たって必要な費用を含むものとする。

謝礼品の配送料については、原則鳥栖市が全額負担する。ただし、謝礼品提供事業者が選択する発注方法によってはこの限りではない。

5 申込方法

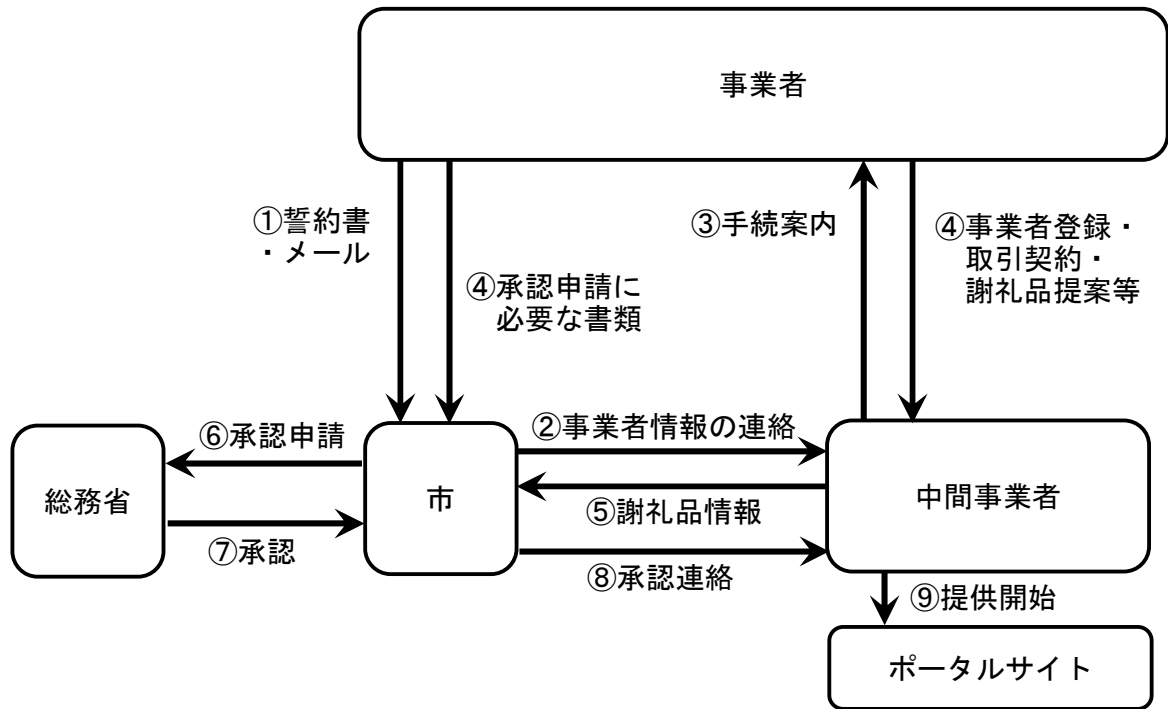
鳥栖市経済部商工観光課へ、以下の内容を記載したメールを送信のうえ、「鳥栖市ふるさと納税謝礼品提供事業者誓約書」（様式第1号）を提出する。

- ・送信先：furusato-tosu@city.tosu.lg.jp
- ・メール件名：鳥栖市ふるさと納税謝礼品提供事業者の申込について
- ・メール本文：①本社・支社・事業所・工場等の所在地、②事業者名、③部署名、④担当者氏名、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦謝礼品として登録を希望する物品・サービスの概要等

メール及び誓約書の内容を鳥栖市で確認後、中間事業者（下表参照）から事業者登録、取引契約、謝礼品提案手続等について連絡するため、所定の手続きを行う。ただし、アマゾンジャパン合同会社が提供するサービス「Amazonふるさとツナグ」の利用を希望する場合は、別紙「Amazonふるさとツナグについて」を参照して手続きを行う。

中間事業者名	ポータルサイト名
レッドホースコーポレーション株式会社	ふるさとチョイス（パートナーサイトを含む）、楽天ふるさと納税、JALふるさと納税、ANAのふるさと納税、ふるなび、Amazonふるさと納税（Amazonふるさとツナグを除く）
株式会社さとふる	さとふる

なお、新規の謝礼品を提供するにあたっては、総務省への承認手続きを別途鳥栖市が行う。ただし、総務省の承認が得られない場合は謝礼品の提供は不可とする。



6 寄附金額

謝礼品に対して設定する寄附金額については、謝礼品の金額、配送料を勘案して鳥栖市が決定する。なお、謝礼品の金額と配送料の合計が寄附金額の3割程度を目安とする。

7 謝礼品提供事業者の責務

謝礼品提供事業者は次の事項に関して責任を持って履行しなければならない。

(1) 個人情報の保護

寄附者の個人情報は、謝礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、謝礼品の送付にあたり同梱した自社の商品カタログ、チラシ等を通じた申込み等で入手した個人情報については、この限りではない。

(2) 鳥栖市及び中間事業者への報告

次の各号に該当すると判明した場合には、直ちに鳥栖市及び中間事業者に報告すること。ただし、Amazonふるさとツナグのみ利用している時は、鳥栖市に報告すること。

- ①謝礼品の仕様等を変更する場合
- ②謝礼品の提供を辞退する場合
- ③謝礼品の提供が遅延又は提供できなくなる場合
- ④謝礼品の品質又は配送過程での事故等のトラブルが生じた場合
- ⑤謝礼品提供事業者の組織について改編があった場合や、「6. 申込方法」で示す提出書類の記載内容に変更が生じた場合
- ⑥下記(3)、(4)の対応が生じた場合

(3) 問い合わせへの対応

寄附者から謝礼品に対する問い合わせがあった場合には、丁寧かつ親切に対応する

こと。

(4) 苦情等への対応

謝礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等があった場合には、真摯に対応し、解決に努めること。なお、謝礼品の補償やクレーム対応については、本市は一切その責めを負わないものとする。

(5) 関係書類の保存

発注書や納品書、荷受確認書など謝礼品の提供にかかる資料（食品表示法に関するものを含む。）については、書面又は電磁的記録により5年間保存すること。なお、謝礼品提供事業者が謝礼品を自ら生産していない場合においても、生産者、製造者、販売者等の取引関係者が関係書類を保存すること。

(6) 実地調査等への協力

謝礼品の適正な提供を確保するため、鳥栖市又は中間事業者が謝礼品提供事業者に対し、業務の実施状況等の確認や実地調査等を行なう場合、書類の提示や実地での説明などに協力すること。なお、謝礼品提供事業者が自ら生産していない場合においても、生産者、製造者、販売者等の取引関係者で対応すること。

8 その他留意事項

- (1) 謝礼品提供事業者は、中間事業者からの発注を受けてから、遅滞なく速やかに謝礼品を発送すること。ただし、謝礼品の性質等により、即時対応が困難なものについては、謝礼品提案時にその旨を明示し、中間事業者と適切に連絡・調整が行える体制を構築すること。
- (2) 破損しやすい商品は、厳重に梱包を行うこと。
- (3) 鳥栖市又は中間事業者が依頼した場合は、パンフレットなどの同封にも対応すること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、鳥栖市は謝礼品の提供を中止することができる。この場合において、謝礼品提供事業者に損害が生じても、鳥栖市及び中間事業者は一切その責めを負わないとともに、中止した場合に鳥栖市及び中間事業者並びに寄附者を含む第三者に生じた損害や、中止以前に発生している責務は、謝礼品提供事業者の責任のもと真摯に対応し、完遂又は補償しなければならないものとする。
 - ① 関連する各種法令等（食品衛生法、食品表示法、旅館業法等）に違反した場合
 - ② 謝礼品や謝礼品提供事業者が本要項の規定に違反した場合
 - ③ 誓約書の内容に虚偽があった場合
 - ④ 鳥栖市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があった場合
 - ⑤ 総務大臣の指導・通達等（地場産品基準の改正を含む。）を受けて、鳥栖市が不適と認めた場合
 - ⑥ 中間事業者と謝礼品提供事業者で締結する契約事項に違反があった場合
 - ⑦ その他、鳥栖市が不適と認めた場合
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、鳥栖市との協議によるものとする。

様式第 1 号

鳥栖市ふるさと納税謝礼品提供事業者誓約書

鳥栖市ふるさと納税（ふるさと「とす」応援寄附金）謝礼品提供事業者として謝礼品の登録等にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 鳥栖市ふるさと納税（ふるさと「とす」応援寄附金）謝礼品提供事業者及び謝礼品募集要項の 2（謝礼品提供事業者の要件）を全て満たしています。
- 2 鳥栖市税の納税状況に関する情報が確認されることについて承諾します。
- 3 謝礼品の提案にあたっては、鳥栖市ふるさと納税（ふるさと「とす」応援寄附金）謝礼品提供事業者及び謝礼品募集要項の 3（謝礼品の要件）を満たすものとします。
- 4 謝礼品提供事業者の要件に適合しないと判断された場合及び謝礼品の要件に適合しないと判断された場合に、謝礼品提供事業者としての取引停止及び謝礼品の提供を中止されても、何ら異議を申し立てません。
- 5 事業の実施にあたっては、鳥栖市ふるさと納税（ふるさと「とす」応援寄附金）謝礼品提供事業者及び謝礼品募集要項の記載事項、中間事業者との取引契約等を遵守するとともに、鳥栖市の指示に従います。
- 6 謝礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者（消費者）に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 7 謝礼品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

年 月 日

鳥栖市長 様

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

メールアドレス

※「代表者名」欄は役職名と合わせて記載し、自署又は押印（法人の場合は代表者印）すること。